

食安輸発0424第4号
平成26年4月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産セロリ及び台湾産ポンカンのジフェノコナゾール並びに米国産ルタバガの
ビフェントリン)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け
食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年4月22日付け食安輸発0422第1号）に基
づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正さ
れたことから、同通知の別表第2及び別表第3からタイ産セロリのジフェノコナゾ
ールの項、台湾産ポンカンのジフェノコナゾールの項及び米国産ルタバガのビフェ
ントリンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願
いします。